

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第578号
令和3年4月9日

レック株式会社
代表取締役 永守 貴樹 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「ノロウィルバルサン」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
 - ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり
 - (ア) 令和2年9月8日から同年10月19日までの間、「楽天市場」と称するウェブサイト開設した「レック公式通販サイト楽天2号店 レックダイレクト レックホームストア」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）において、「クロラス酸で空間除菌 目に見えないウイルス・菌を99.9%除去」、「空間の気になるウイルスに効く」、「●空気中のウイルスに対するの除菌効果はありますが、あくまで対策としてご利用ください。」、「空間のウイルス除去・除菌」等と、別表1「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を空間に噴霧することで、本件商品に含有されるクロラス酸の作用により、リビング等の室内空間に浮遊するウイルス又は菌を99.9パーセント除去又は除菌する効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。
 - (イ) 令和元年11月28日から令和2年10月28日までの間、「YouTube」と称する動画共有サービス又は小売業者等の店頭における動画広告（以下「本件動画広告」という。）において、本件商品の映像と共に、「空間除菌のノロウィルバルサン」との音声及び文字の映像、「微細なミストになった除菌成分のクロラス酸が気になる場所のウイルスや菌を99.9%除去」との音声及び「ウイルス・菌

「99.9%除去」との文字の映像等と、別表2「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を空間に噴霧することで、本件商品に含有されるクロラス酸が空気中で作用することにより、リビング等の室内空間に浮遊するウイルス又は菌を瞬時に99.9パーセント除去又は除菌する効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) レック株式会社（以下「レック」という。）は、東京都中央区京橋二丁目1番3号に本店を置き、化粧品、医薬品等の製造、販売等を営む事業者である。
- (2) レックは、本件商品を自ら又は小売業者を通じて、一般消費者に販売している。
- (3) レックは、本件商品に係る自社ウェブサイト及び本件動画広告の表示内容を自ら決定している。
- (4)ア レックは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり
 - (ア) 令和2年9月8日から同年10月19日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「クロラス酸で空間除菌 目に見えないウイルス・菌を99.9%除去」、「空間の気になるウイルスに効く」、「●空気中のウイルスに対するの除菌効果はありますが、あくまで対策としてご利用ください。」、「空間のウイルス除去・除菌」等と、別表1「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を空間に噴霧することで、本件商品に含有されるクロラス酸の作用により、リビング等の室内空間に浮遊するウイルス又は菌を99.9パーセント除去又は除菌する効果が得られるかのように示す表示をしていた。
 - (イ) 令和元年11月28日から令和2年10月28日までの間、本件動画広告において、本件商品の映像と共に、「空間除菌のノロウィルバルサン」との音声及び文字の映像、「微細なミストになった除菌成分のクロラス酸が気になる場所のウイルスや菌を99.9%除去」との音声及び「ウイルス・菌 99.9%除去」との文

字の映像等と、別表2「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を空間に噴霧することで、本件商品に含有されるクロラス酸が空気中で作用することにより、リビング等の室内空間に浮遊するウイルス又は菌を瞬時に99.9パーセント除去又は除菌する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、レックに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、レックは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

ウ レックは、前記ア(ア)の表示について、令和2年9月8日から同年10月19日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「※すべてのウイルス・菌を除去できるわけではありません」、「●すべてのウイルス・菌・ニオイを除去できるわけではありません。」及び「※すべてのウイルス・菌を除去できるわけではありません。」と表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記ア(ア)の表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

3 法令の適用

前記事実によれば、レックが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示 訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及

び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容
<ul style="list-style-type: none">・「クロラス酸で空間除菌 目に見えないウイルス・菌を99.9%除去」・「コロナウイルス対策に！※1」、「ウイルス 菌」、「99.9%除去」及び「スプレーするだけ」・「空間の気になるウイルスに効く」、「代表的な2タイプのウイルス、どちらにも効果を発揮」、「エンベロープウイルス」及び「クロラス酸」との記載と共に、クロラス酸がウイルスのエンベロープ及びカプシドを透過してウイルスの核酸に働き掛けるイメージ画像並びに「ノンエンベロープウイルス」及び「クロラス酸」との記載と共に、クロラス酸がウイルスのカプシドを透過してウイルスの核酸に働き掛けるイメージ画像・「●空気中のウイルスに対するの除菌効果はありますが、あくまで対策としてご利用ください。」・「(※1) 新型コロナウイルスに対する検証知見はございませんが、同じ型のウイルスに対し不活化検証結果がある為、有効成分クロラス酸はその作用機序から新型コロナウイルスに対しても効果が期待できると推察されます。」・「空間のウイルス除去・除菌」及び「気になる空間に、1m³あたり1～2回を目安に、まんべんなく噴霧してください。レバーを引きながら腕を弧を描くように動かすと広い範囲を噴霧できます。」・「用途：以下のような場所にお使いください。」及び「●玄関、リビング、寝室、トイレ、浴室、キッチン、洗面所などの空間」

(別添写し1)

表示内容
<ul style="list-style-type: none">・ 本件商品の映像と共に、「空間除菌のノロウィルバルサン」との音声及び文字の映像・ 「お部屋には目に見えないウイルスや菌などが広がっています」との音声と共に、室内空間に浮遊しているウイルスや菌のイメージ映像、「ノロウィルバルサンなら」との音声と共に、本件商品の映像、室内の映像及び「リビング」との文字の映像と共に、本件商品を空間に噴霧する映像及び「シューッとスプレーするだけ」との音声、室内において本件商品を空間に噴霧する映像及び室内に浮遊しているウイルスや菌のイメージ映像が瞬時に消失する映像、「微細なミストになった除菌成分のクロラス酸が気になる場所のウイルスや菌を99.9%除去」との音声並びに「ウイルス・菌 99.9%除去」との文字の映像・ 「トイレ」との文字の映像及び本件商品をトイレ空間に向かって噴霧する映像と共に、「トイレ」との音声・ 「家中どこでも！」との文字の映像、本件商品を室内空間に噴霧する映像及び本件商品をトイレ空間に向かって噴霧する映像・ 本件商品の映像と共に、「空間除菌のノロウィルバルサン」との音声及び文字の映像

(別添写し2)

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第579号
令和3年4月9日

三慶株式会社
代表取締役 合田 学剛 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「ケア・フォー ノロバリアプラス スプレー」と称する商品(以下「本件商品」という。)の取引について、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、本件商品の取引に関し貴社が行った後記アの表示は後記イのとおりである旨を確認するとともに、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、後記アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

ア 本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和2年8月31日から同年10月19日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「ケア・フォーノロバリアプラスをシュッとひと吹き」、「浮遊菌をカット!!」、「空間(キッチン・リビング・トイレ・浴室・厨房・調理場・便所・風呂・食堂・ホールなどの狭小空間)のウイルス除去・除菌」及び「気になる空間に1m²当たり1回を目安に噴霧してください」、「*当社試験として、狭小空間でケア・フォーノロバリアプラススプレーを噴霧し、空気中のクロラス酸(HC1O2)が特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』を除去できる濃度を確認しています。」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を空間に噴霧することで、本件商品に含有されるクロラス酸が空気中で作用することにより、キッチン、リビング等の室内空間に浮遊する菌又はウイルスを除菌又は除去する効果が得られるかのように示す表示

イ 前記アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであった。

- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (3) 貴社は、前記(1)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 三慶株式会社（以下「三慶」という。）は、大阪市中央区城見二丁目2番53号大阪東京海上日動ビルディング12階に本店を置き、亜塩素酸水とその製剤の製造販売等を営む事業者である。三慶は、令和2年11月1日付けで、本部三慶株式会社から商号変更したものである。
- (2) 三慶は、本件商品を自ら又は小売業者を通じて、一般消費者に販売している。
- (3) 三慶は、本件商品に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア 三慶は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、令和2年8月31日から同年10月19日までの間、自社ウェブサイトにおいて、「ケア・フォーノロバリアプラスをシュッとひと吹き」、「浮遊菌をカット!!」、「空間（キッチン・リビング・トイレ・浴室・厨房・調理場・便所・風呂・食堂・ホールなどの狭小空間）のウイルス除去・除菌」及び「気になる空間に1m²当たり1回を目安に噴霧してください」、「*当社試験として、狭小空間でケア・フォーノロバリアプラススプレーを噴霧し、空気中のクロラス酸（HC1O2）が特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』を除去できる濃度を確認しています。」等と、別表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を空間に噴霧することで、本件商品に含有されるクロラス酸が空気中で作用することにより、キッチン、リビング等の室内空間に浮遊する菌又はウイルスを除菌又は除去する効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、三慶に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、三慶は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。
- (5) 三慶は、令和3年3月28日、前記(4)アの表示は、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示であった旨を日刊新聞紙2紙に掲載した。

3 法令の適用

前記事実によれば、三慶が自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容につい

て、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

表示内容
<ul style="list-style-type: none">・「クロラス酸（HC1O₂）の除菌力 <u>フィールドデータ編</u>」及び「主成分であるクロラス酸（HC1O₂）の除菌効果を確認してみました結果、テーブルに付着した菌や浮遊菌に効果を発揮。日頃のお掃除に、このケア・フォーノロバリアプラススプレーでの室内除菌清掃を加えて頂くだけで、室内空間の清浄化ができます。」・「ケア・フォーノロバリアプラスをシュッとひと吹き」、「日常清掃後（落下菌試験）」、「ケア・フォーノロバリアプラススプレー使用後の結果」及び「浮遊菌をカット！！」との記載と共に、本件商品の使用前後のシャーレの比較画像・「<u>使用方法</u>」、「空間（キッチン・リビング・トイレ・浴室・厨房・調理場・便所・風呂・食堂・ホールなどの狭小空間）のウイルス除去・除菌」及び「気になる空間に1m²当たり1回を目安に噴霧してください」との記載と共に、スプレーで噴霧するイメージ画像・「<u>用途</u>」及び「商業用空間の除菌に…」との記載と共に、厨房のイメージ画像及び「厨房」、便所のイメージ画像及び「便所」、並びに浴室のイメージ画像及び「風呂」・「ご家庭の空間の除菌に…」との記載と共に、キッチン及びリビングのイメージ画像並びに「キッチン・リビング」、トイレのイメージ画像及び「トイレ」、並びに浴室のイメージ画像及び「浴室」・「用途」及び「空間（狭小空間）の除菌」・「*当社試験として、狭小空間でケア・フォーノロバリアプラススプレーを噴霧し、空気中のクロラス酸（HC1O₂）が特定の『浮遊ウイルス・浮遊菌』を除去できる濃度を確認しています。」

(別添写し)